

愛川町火災予防条例の一部改正にあたり、パブリック・コメント手続
を実施しなかった理由について

愛川町火災予防条例については、愛川町自治基本条例第19条第1項第1号イに規定する「町民等に義務を課し、又はその権利を制限する条例」に該当し、パブリック・コメント手続の対象となる条例であります。今回の改正については、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（平成31年総務省令第11号）が公布されたことに伴い、町火災予防条例の規定について所要の整理を行うものでありますことから、愛川町自治基本条例第19条第2項第3号（法令の制定又は改廃に伴うもの）の規定を適用し、パブリック・コメント手続を実施しないこととし、同項後段の規定により実施しなかった理由をお知らせするものです。